



# 資料編



- ・ ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）とSDGsとの関係
- ・ ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）策定体制図
- ・ ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）策定の経過
- ・ 湯河原町総合計画まちづくり懇話会設置要綱
- ・ 湯河原町総合計画まちづくり懇話会委員名簿
- ・ 湯河原町総合計画審議会条例
- ・ 湯河原町総合計画審議会委員名簿
- ・ 諮問
- ・ 答申
- ・ 議案

## ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）とSDGsとの関係

ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）では、恒久的なまちづくりの基本理念である「湯河原町町民憲章」の精神を尊重しながら、次の4つを計画の基本理念としています。

- 1 持続可能な「地域社会」を築く
- 2 魅了する「地域環境」を築く
- 3 活力ある「地域経済」を築く
- 4 「共生」と「協働」でまちを築く

この基本理念は、国連が提唱し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むSDGs（持続可能な開発目標）の理念と軌を一にするものです。

町の取り組みとSDGsの関連を整理したところ、SDGsの17のゴール全てに関係があり、体系図（21～30 ページ）において整理しました。

### ●SDGs（持続可能な開発目標）・・・・・・・・・・・・・・・・

2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取り組みとして作成されました。そして、2030 アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「SDGs（持続可能な開発目標）」として 17 のゴール（目標）が掲げられました。

こうした動きを受け、国では、SDGsにかかる施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置（2016 年 5 月 20 日閣議決定）され、2016 年 12 月 22 日の会合で、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されました。

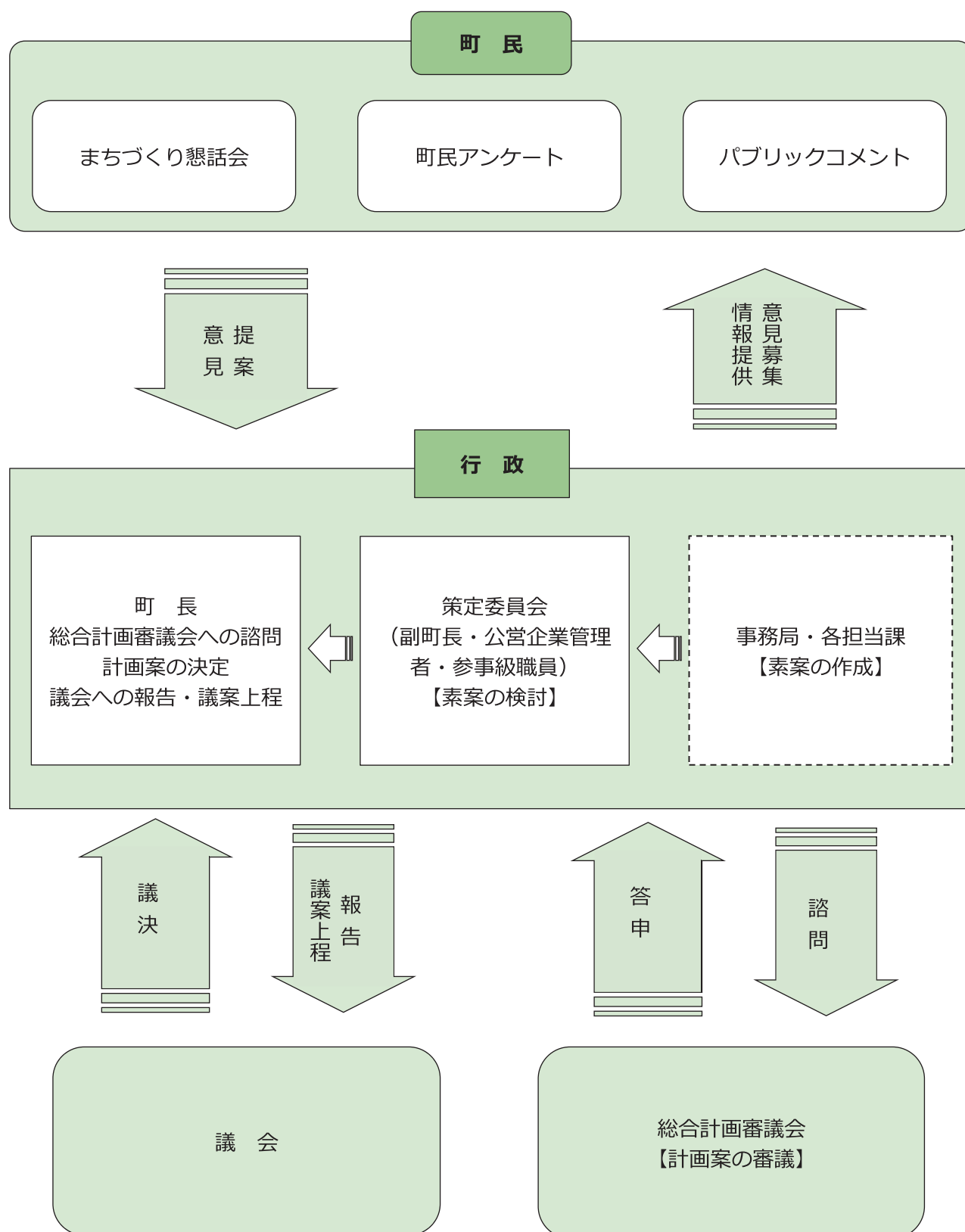
この実施指針の中では、地方自治体に対し各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては、SDGsの要素を最大限反映することが求められています。

・・・・・・・・・・・・・・・・

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）策定体制図



ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）策定の経過

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| 令和元年11月7日（木）                 | 第1回 策定委員会            |
| 令和元年12月4日（水）                 | 第1回 まちづくり懇話会         |
| 令和元年12月5日（木）                 | 総務文教・福祉常任委員会         |
| 令和元年12月19日（木）<br>～2年1月15日（水） | まちづくりに関する町民アンケート     |
| 令和2年1月31日（金）                 | 第2回 まちづくり懇話会         |
| 令和2年3月9日（月）                  | 第2回 策定委員会            |
| 令和2年3月25日（水）                 | 第3回 まちづくり懇話会（書面開催）   |
| 令和2年4月23日（木）                 | 町長ヒアリング              |
| 令和2年5月22日（金）                 | 諮問                   |
| 令和2年5月26日（火）                 | 第4回 まちづくり懇話会（書面開催）   |
| 令和2年6月1日（月）                  | 第1回 審議会              |
| 令和2年6月16日（火）                 | 総務文教・福祉常任委員会         |
| 令和2年8月21日（金）                 | 第3回 策定委員会            |
| 令和2年8月28日（金）                 | 第2回 審議会              |
| 令和2年9月16日（水）                 | 総務文教・福祉常任委員会         |
| 令和2年9月28日（月）                 | 第4回 策定委員会            |
| 令和2年10月1日（木）                 | 第3回 審議会              |
| 令和2年10月5日（月）<br>～11月3日（火）    | パブリックコメント            |
| 令和2年10月9日（金）                 | 第5回 まちづくり懇話会（書面開催）   |
| 令和2年11月9日（月）                 | 第5回 策定委員会            |
| 令和2年11月12日（木）                | 第4回 審議会              |
| 令和2年12月4日（金）                 | 総務文教・福祉常任委員会         |
| 令和3年1月15日（金）                 | 第6回 策定委員会            |
| 令和3年1月18日（月）                 | 第5回 審議会・答申           |
| 令和3年2月10日（水）                 | 第7回 策定委員会            |
| 令和3年2月22日（月）                 | 議会本会議において基本構想・基本計画議決 |

## 湯河原町総合計画まちづくり懇話会設置要綱

### 湯河原町総合計画まちづくり懇話会設置要綱

令和元年6月28日  
湯河原町告示第60号

#### (目的及び設置)

第1条 湯河原町総合計画の策定に当たり、広く町民から意見、提言を求めるため、湯河原町総合計画まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、総合計画の策定に必要な事項について提言を行う。

#### (組織)

第3条 懇話会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された町民
- (2) 町の区域内の団体からの推薦者
- (3) 町が選考した者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を総括する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会長は、必要に応じて懇話会を招集し、会議を進行する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に資料の提出を求め、若しくは出席を求め、又は関係事項について説明若しくは意見を聴くことができる。

#### (分科会)

第7条 懇話会には、分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

#### (謝金)

第8条 委員には、謝金を支払うことができる。

2 前項の謝金の額は、別表のとおりとする。ただし、懇話会開催時間が4時間以内の場合は、当該謝金額の2分の1の額とする。

#### (庶務)

第9条 懇話会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

#### (湯河原町総合計画まちづくり懇話会制度実施要綱の廃止)

2 湯河原町総合計画まちづくり懇話会制度実施要綱（平成21年4月7日施行）は、廃止する。

別表（第8条関係）

| 区分 | 謝金         |
|----|------------|
| 会長 | 日額 6,000 円 |
| 委員 | 日額 5,000 円 |

湯河原町総合計画まちづくり懇話会委員名簿

| 区 分                 | 氏 名    | 団 体 等 名            | 備 考             |
|---------------------|--------|--------------------|-----------------|
| 町 民                 | 瀬戸 まゆ  | 公募委員               |                 |
|                     | 鐘築 誠   |                    |                 |
| 町の区域内的の団体<br>からの推薦者 | 浅沼 克巳  | 湯河原まちづくりボランティア協会   |                 |
|                     | 小野 堅志  | 湯河原町子ども会育成団体連絡協議会  |                 |
|                     | 島袋 克也  | 湯河原町PTA連絡協議会       |                 |
|                     | 山本 明峰  | ゆがわら国際交流協会         |                 |
|                     | 車谷 敬二  | 湯河原町体育協会           |                 |
|                     | 渡邊 みどり | 湯河原町女性防火クラブ        |                 |
|                     | 小澤 千鶴子 | 防犯指導員湯河原町連絡会       |                 |
|                     | 三科 和子  | 湯河原町交通安全母の会        |                 |
|                     | 横井 勝己  | 湯河原町民生委員児童委員協議会    |                 |
|                     | 川口 勝文  | 湯河原町老人クラブ連合会       |                 |
|                     | 石田 浩二  | 一般社団法人湯河原温泉観光協会    |                 |
|                     | 石川 泰成  | 湯河原温泉旅館協同組合        | 会長              |
|                     | 常盤 きえ子 | 湯河原町商工会(女性部)       |                 |
|                     | 安藤 徹也  | 湯河原町商工会(青年部)       | 副会長             |
|                     | 湯原 節子  | かながわ西湘農業協同組合湯河原女性部 |                 |
| 町が選考した者             | 長尾 久光  | 奥湯河原区会             |                 |
|                     | 板倉 修   | 温泉場区会              |                 |
|                     | 鈴木 徳康  | 宮上区会               |                 |
|                     | 梅原 雄藏  | 宮下区会               |                 |
|                     | 露木 晶一  | 城堀区会               |                 |
|                     | 市川 章久  | 門川区会               |                 |
|                     | 深澤 順一  | 鍛冶屋区会              | 令和2年3月<br>31日まで |
|                     | 富岡 清   |                    | 令和2年4月<br>1日から  |
|                     | 前嶋 馨   | 中央区会               |                 |
|                     | 飛田 義一  | 吉浜区会               |                 |
|                     | 岩本 知三  | 川堀区会               |                 |
|                     | 高橋 克典  | 福浦区会               |                 |

## 湯河原町総合計画審議会条例

### 湯河原町総合計画審議会条例

昭和42年3月13日  
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、湯河原町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため湯河原町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長が定める職員が処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の改廃)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 湯河原町新町建設審議会条例（昭和33年湯河原町条例第2号）
- (2) 湯河原町振興対策審議会条例（昭和36年湯河原町条例第12号）

3 報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年湯河原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「新町建設」を「総合計画」に改め、別表中「新町建設」を「総合計画」に改める。



附 則（昭和58年12月26日条例第19号抄）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 湯河原町総合計画審議会委員名簿

| 区 分                    | 氏 名   | 団 体 等 名           | 備 考         |
|------------------------|-------|-------------------|-------------|
| 町 民                    | 後藤 啓治 | 公募委員              |             |
|                        | 後藤 忠夫 |                   |             |
| 町教育委員会の委員              | 西山 清和 | 湯河原町教育委員会         |             |
| 町農業委員会の委員              | 室伏 英明 | 湯河原町農業委員会         |             |
| 町の区域内の公共的<br>団体の役員及び職員 | 石田 浩二 | 一般社団法人湯河原温泉観光協会   |             |
|                        | 五味 康隆 | 湯河原町商工会           | 令和2年7月14日まで |
|                        | 上村 恭弘 |                   | 令和2年7月15日から |
|                        | 櫻井 洋一 | かながわ西湘農業協同組合      |             |
|                        | 河崎 元秀 | 湯河原町区長連絡協議会       | 令和2年5月31日まで |
|                        | 巻上 昭次 |                   | 令和2年6月1日から  |
|                        | 露木 豪  | 社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会 |             |
|                        | 興津 恒夫 | 湯河原町消防団           | 令和2年5月31日まで |
|                        | 二見 浩一 |                   | 令和2年6月1日から  |
| 学識経験を有する者              | 小澤 稔  | 湯河原町体育協会          | 職務代理者       |
|                        | 梅原 紘明 | 湯河原町民生委員児童委員協議会   |             |
|                        | 綾田 陽一 | 湯河原まちづくりボランティア協会  | 令和2年5月31日まで |
|                        | 浅沼 克巳 |                   | 令和2年6月1日から  |
|                        | 加藤 仁美 | 湯河原町都市計画審議会       | 令和2年5月31日まで |
|                        | 梶田 佳孝 |                   | 令和2年6月1日から  |
|                        | 稲生 和子 | 湯河原町子ども・子育て会議     | 令和2年7月14日まで |
|                        | 櫻井 章子 |                   | 令和2年7月15日から |
|                        | 小松 泰子 | ゆがわら男女共同参画懇話会     | 会長          |

諮 問

2 湯地第 65 号  
令和 2 年 5 月 22 日

湯河原町総合計画審議会 会長様

湯河原町長 富 田 幸 宏

次期総合計画における基本構想（案）及び基本計画（案）について（諮問）

湯河原町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

- 1 次期総合計画における基本構想（案）について
- 2 次期総合計画における基本計画（案）について

答 申

令和3年1月18日

湯河原町長 富 田 幸 宏 様

湯河原町総合計画審議会  
会長 小 松 泰 子

ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）について（答申）

令和2年5月22日付け2湯地第65号をもって諮問のありました令和3年度から令和12年度までの10年間の「ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）」基本構想（案）及び基本計画（案）については、慎重に審議を重ねた結果、その内容は適切なものと認めます。

なお、まちの将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現に向け、町民、議会及び町が一体となって取り組まれるよう期待するとともに、次の点に留意されるよう希望します。

- 1 湯河原町自治基本条例に基づき、町民、議会及び町がそれぞれの役割分担のもと、協働してまちづくりの諸施策を推進されるよう努められたい。
- 2 日々変化する社会環境の変化や新型コロナウイルス感染症などの想定を超える事態への対応など、柔軟で実効性のある施策の実行に努められたい。
- 3 温泉や自然環境、景観、歴史・文化などの湯河原らしさを大切にするとともに、社会変化に柔軟に対応し、若者や転入者など様々な意見を活かして湯河原町の魅力を広く発信し、地域全体の活性化を図るよう努められたい。
- 4 計画の推進にあたっては、適切な方法で事業成果を検証し、効果的な推進を図るとともに、計画の進捗状況を町民に開示し、町民の理解を得られるよう努められたい。
- 5 持続可能な行政運営が可能となるよう、経営視点を取り入れるとともに、民間や町民との協働など、様々な主体と連携を図るとともに、国や県の制度も活用し、効率的な財政運営を図るよう努められたい。

## 議 案

### 議案第 4 号

#### ゆがわら 2 0 2 1 プラン（湯河原町総合計画）について

ゆがわら 2 0 2 1 プラン（湯河原町総合計画）を別冊のとおり定めるため、湯河原町議会基本条例第 8 条第 1 号により、議会の議決を求めます。

令和 3 年 2 月 22 日提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

#### （提案理由）

ゆがわら 2 0 2 1 プラン（湯河原町総合計画）は、総合的かつ計画的に町政運営の指針及び基本的な施策を定めるもので、湯河原町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により、議会の議決を要するので、本案を提出するものです。

人を癒して、1200年

湯河原

ゆがわら2021プラン(湯河原町総合計画) 発行/令和3年3月

企画・編集/湯河原町地域政策課 〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1 TEL: 0465-63-2111  
ホームページ/<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>

制作/有限会社タケダ印刷